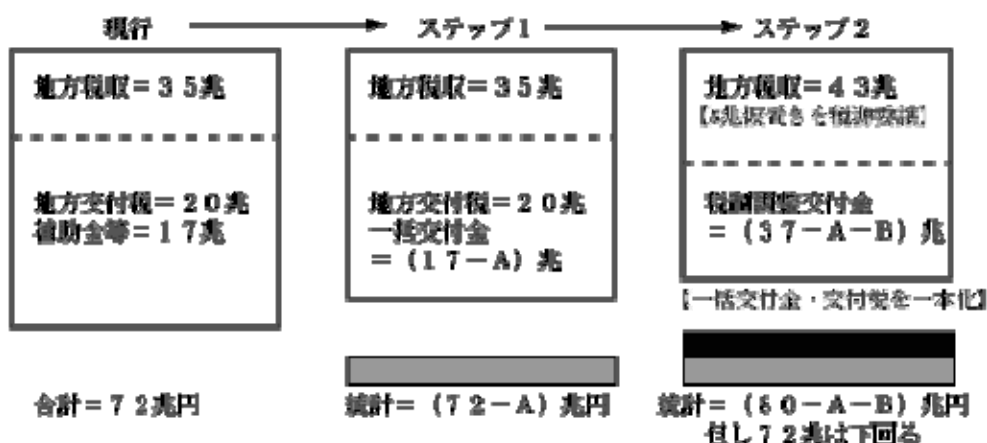


\* 参考：地方財政改革のイメージ

(数字は H13 年度のものであり、実際には改革時の財政事情に応じた額に変わる)



A(上の図表の灰色部分)は一括交付金創設の際に、一括交付金から除外される「委託費」及び国が最低限のナショナルミニマムを保障するために直接執行する「生活保護」等の事業費を指す

B(上の図表の黒色部分)は 1.国・地方における財政構造改革の必要性 2.ひも付き財源から一般財源への移行に伴う自治体の裁量性拡大、の観点から減額される額を指す。

なおステップ1からステップ2に間に、一括交付金は毎年度一定額の減額が行われる。